

令和 8 年度
(2026 年度)

豊中市各経済予算書

目 次

1	豊中市一般会計予算書	3
2	豊中市国民健康保険事業特別会計予算書	15
3	豊中市後期高齢者医療事業特別会計予算書	19
4	豊中市介護保険事業特別会計予算書	22
5	豊中市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算書	26
6	豊中市公共用地先行取得事業特別会計予算書	29
7	豊中市財産区特別会計予算書	33
8	豊中市病院事業会計予算書	36
9	豊中市水道事業会計予算書	40
10	豊中市公共下水道事業会計予算書	45

令和 8 年度
(2026 年度)

豊中市一般会計予算書

市議案第 8 号

令和 8 年度豊中市一般会計予算

令和 8 年度豊中市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 206,946,719 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬（会計年度任用職員に係る報酬に限る。）、給料、職員手当等、共済費及び旅費（会計年度任用職員の通勤に係る旅費に限る。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 8 年（2026 年）2 月 2 4 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 市 税		78,071,915
	1 市 民 税	40,191,827
	2 固 定 資 産 税	27,231,711
	3 軽 自 動 車 税	372,008
	4 市 た ば こ 税	2,900,000
	5 入 湯 税	780
	6 事 業 所 税	1,010,965
	7 都 市 計 画 税	6,364,624
2 地 方 譲 与 税		2,166,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	122,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	480,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	44,000
	4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	1,520,000
3 利 子 割 交 付 金		400,000
	1 利 子 割 交 付 金	400,000
4 配 当 割 交 付 金		1,600,000
	1 配 当 割 交 付 金	1,600,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		1,400,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,400,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		1,300,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	1,300,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		12,200,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	12,200,000
8 環 境 性 能 割 交 付 金		3,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	3,000

(単位 千円)

款	項	金額
9 地方特例交付金		548,000
	1 地方特例交付金	543,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	5,000
10 地方交付税		15,344,000
	1 地方交付税	15,344,000
11 交通安全対策特別交付金		40,000
	1 交通安全対策特別交付金	40,000
12 分担金及び負担金		1,464,055
	1 負担金	1,464,055
13 使用料及び手数料		2,191,248
	1 使用料	1,870,898
	2 手数料	320,350
14 国庫支出金		51,616,337
	1 国庫負担金	43,869,029
	2 国庫補助金	7,655,094
	3 国庫委託金	92,214
15 府支出金		18,250,701
	1 府負担金	12,563,565
	2 府補助金	4,925,012
	3 府委託金	762,124
16 財産収入		559,691
	1 財産運用収入	383,883
	2 財産売却収入	175,808
17 寄附金		1,064,281

(単位 千円)

款	項	金額
	1 寄 附 金	1,064,281
18 繰 入 金		9,051,354
	1 特 別 会 計 繰 入 金	259,507
	2 基 金 繰 入 金	8,791,847
19 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
20 諸 収 入		2,647,836
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	50,016
	2 市 預 金 利 子	5,063
	3 貸 付 金 元 利 収 入	30,646
	4 受 託 事 業 収 入	26,587
	5 収 益 事 業 収 入	477,601
	6 雑 入	2,057,923
21 市 債		7,028,300
	1 市 債	7,028,300
歳 入	合 計	206,946,719

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 議 会 費		671,372
	1 議 会 費	671,372
2 総 務 費		19,654,114
	1 総 務 管 理 費	16,435,640
	2 徴 税 費	1,799,194
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	924,817

(単位 千円)

款	項	金額
	4 選挙費	344,691
	5 統計調査費	65,561
	6 監査委員費	84,211
3 民生費		115,390,903
	1 社会福祉費	25,988,033
	2 児童福祉費	51,206,097
	3 生活保護費	20,674,972
	4 災害救助費	1,316
	5 国民年金費	87,025
	6 国民健康保険事業費	3,427,956
	7 介護保険事業費	7,202,533
	8 後期高齢者医療事業費	6,802,971
4 衛生費		14,397,374
	1 保健衛生費	9,258,023
	2 清掃費	5,139,351
5 労働費		274,847
	1 労働諸費	274,847
6 農林水産業費		62,644
	1 農業費	62,644
7 商工費		718,452
	1 商工費	718,452
8 土木費		14,138,590
	1 土木管理費	264,129
	2 建築管理費	507,535
	3 道路橋梁費	4,975,867

(単位 千円)

款	項	金額
	4 水 利 費	436,476
	5 下 水 道 費	3,325,045
	6 都 市 計 画 費	2,776,831
	7 住 宅 費	1,852,707
9 消 防 費		5,537,903
	1 消 防 費	5,537,903
10 教 育 費		24,374,382
	1 教 育 総 務 費	4,353,976
	2 小 学 校 費	10,495,819
	3 中 学 校 費	5,339,152
	4 社 会 教 育 費	4,185,435
11 公 債 費		10,767,201
	1 公 債 費	10,767,201
12 諸 支 出 金		908,937
	1 財 政 調 整 基 金 積 立 金	876,538
	2 減 債 基 金 積 立 金	32,399
13 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出	合 計	206,946,719

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
豊中市私立高等学校入学支度金貸付に対する損失補償	令和8年度～令和13年度	10,000千円 北おおさか信用金庫が豊中市私立高等学校入学支度金の貸付を行ったことにより損失を生じたときは、上記金額の範囲内でその損失を補償することができる
生活保護システム標準化業務	令和8年度～令和9年度	119,500千円
豊島温水プール整備事業	令和9年度	849,000千円
ダンプ車賃貸借	令和8年度～令和9年度	3,500千円
軽ダンプ車賃貸借	令和8年度～令和9年度	900千円
プレス車賃貸借	令和8年度～令和10年度	10,400千円
第5次一般廃棄物処理基本計画策定支援業務	令和9年度	1,900千円
障害福祉センター施設整備事業	令和9年度	130,400千円
介護のDX機器等導入支援補助金交付業務	令和8年度～令和9年度	120,000千円
私立認定こども園等整備事業（服部こども園民間移管）	令和8年度～令和10年度	477,900千円
私立認定こども園等整備事業（小曾根こども園民間移管）	令和8年度～令和11年度	631,300千円
公立こども園照明設備LED化業務	令和9年度～令和13年度	78,800千円
児童育成支援拠点事業運営業務	令和9年度～令和11年度	54,000千円
生成AI子育て相談チャットボット運営業務	令和9年度	5,300千円
小1ポイント支給に関する事務委託業務	令和9年度～令和10年度	3,500千円
すこやかプラザ1階照明設備LED化業務	令和9年度～令和18年度	8,000千円
児童発達支援センター施設整備事業	令和9年度	135,700千円
市営住宅整備事業	令和9年度	358,700千円
神崎川駅周辺地区整備事業（事業化検討調査）	令和9年度	13,000千円
曾根島江線整備事業	令和9年度	12,500千円

事 項	期 間	限 度 額
道路橋梁新設改良事業（北新田橋整備事業）	令和9年度	6,500千円
道路橋梁新設改良事業（菰江交差点改良事業）	令和9年度	30,400千円
横断歩道橋長寿命化事業（改修工事）	令和9年度	346,000千円
指定金融機関業務	令和9年度	30,900千円
大池分団屯所改築事業	令和9年度	100,300千円
校舎・体育館LED化業務（小学校）	令和8年度～令和18年度	102,000千円
校舎・体育館LED化業務（中学校）	令和8年度～令和18年度	163,400千円
給食室配膳室改修事業（小学校施設整備費）	令和9年度	22,400千円
校舎外壁改修事業	令和9年度	341,500千円
水泳授業支援業務	令和8年度～令和13年度	175,100千円
放課後子どもクラブ運営委託業務	令和9年度～令和11年度	681,300千円
選挙準備業務	令和8年度～令和9年度	292,200千円

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法			
				償還期限	据置期間	償還方法	その他
防災設備整備事業	千円 22,600	証 書 借 入 又は 証 券 発 行	%以内 5.0	年以内 30	年以内 3	年賦又は 半年賦、 元金均等 又は元利 均等、そ の他	市財政の都合により据 置期間および償還期限 を短縮し、もしくは繰上償 還又は低利に借換えする ことができるものとし、借入 先の融通条件があるとき はこれに従うことができ る。
体 育 施 設 整 備 事 業	450,500	同 上	5.0	30	3	同 上	同 上
空 港 周 辺 地 域 整 備 事 業	247,200	同 上	5.0	30	3	同 上	同 上
公 園 整 備 事 業	164,200	同 上	5.0	30	3	同 上	同 上
一 般 管 理 事 業	40,300	同 上	5.0	30	3	同 上	同 上
賦 課 徴 収 事 業	55,200	同 上	5.0	30	3	同 上	同 上
水 道 事 業	137,400	同 上	5.0	30	5	同 上	同 上
下 水 道 事 業	7,000	同 上	5.0	30	5	同 上	同 上
人 権 平 和 セ ン タ ー 事 業	16,900	同 上	5.0	30	3	同 上	同 上
障 害 福 祉 セ ン タ ー 施 設 整 備 事 業	78,200	同 上	5.0	30	3	同 上	同 上
保 健 所 整 備 事 業	93,700	同 上	5.0	30	3	同 上	同 上
公 立 こ ど も 園 事 業	8,800	同 上	5.0	30	3	同 上	同 上
児 童 発 達 支 援 セ ン タ ー 整 備 事 業	81,400	同 上	5.0	30	3	同 上	同 上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法			
				償還期限	据置期間	償還方法	その他
住宅管理事業	千円 1,700	証書借入 又は 証券発行	%以内 5.0	年以内 30	年以内 3	年賦又は 半年賦、 元金均等 又は元利 均等、そ の他	市財政の都合により据 置期間および償還期限 を短縮し、もしくは繰上償 還又は低利に借換えする ことができるものとし、借入 先の融通条件があるときは これに従うことができる。
住宅整備事業	722,900	同上	5.0	30	3	同上	同上
都市再開発事業	27,500	同上	5.0	30	3	同上	同上
交通安全施設 整備事業	829,500	同上	5.0	30	3	同上	同上
街路事業	102,800	同上	5.0	30	3	同上	同上
道路橋梁 新設改良事業	324,700	同上	5.0	30	3	同上	同上
道路舗装事業	108,100	同上	5.0	30	3	同上	同上
会計管理事業	6,100	同上	5.0	30	3	同上	同上
消防施設 整備事業	364,300	同上	5.0	30	3	同上	同上
学校給食センター 整備事業	33,900	同上	5.0	30	3	同上	同上
小学校管理事業	1,570,600	同上	5.0	30	3	同上	同上
小学校施設 整備事業	533,900	同上	5.0	30	3	同上	同上
中学校管理事業	783,800	同上	5.0	30	3	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法			
				償還期限	据置期間	償還方法	その他
中学校施設整備事業	千円 176,600	証書借入 又は 証券発行	%以内 5.0	年以内 30	年以内 3	年賦又は 半年賦、 元金均等 又は元利 均等、そ の他	市財政の都合により据置期間および償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができるものとし、借入先の融通条件があるときはこれに従うことができる。
史跡環境整備事業	38,500	同上	5.0	30	3	同上	同上
計	7,028,300						

令和 8 年度
(2026 年度)

豊中市国民健康保険事業特別会計予算書

市議案第 9 号

令和 8 年度豊中市国民健康保険事業特別会計予算

令和 8 年度豊中市国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 36,980,686 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した報酬（会計年度任用職員に係る報酬に限る。）、給料、職員手当等、共済費及び旅費（会計年度任用職員の通勤に係る旅費に限る。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 8 年（2026 年）2 月 24 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		7,623,290
	1 国民健康保険料	7,623,290
2 使用料及び手数料		41
	1 手数料	41
3 国庫支出金		10,000
	1 国庫補助金	10,000
4 府支出金		25,889,714
	1 府補助金	25,889,714
5 繰入金		3,427,956
	1 繰入金	3,427,956
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		29,684
	1 延滞金、加算金及び過料	8,002
	2 預金利子	1
	3 雑収入	21,681
歳入合計		36,980,686

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		863,308
	1 総務管理費	825,921
	2 徴収費	37,078
	3 運営協議会費	309
2 保険給付費		25,218,812

(単位 千円)

款	項	金額
	1 療 養 諸 費	21,512,149
	2 高 額 療 養 費	3,502,620
	3 移 送 費	20
	4 出 産 育 児 諸 費	115,049
	5 葬 祭 諸 費	19,850
	6 医 療 給 付 費	69,035
	7 傷 病 手 当 金	89
3 国民健康保険事業費納付金		10,496,649
	1 医 療 給 付 費 分	7,111,420
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	2,317,510
	3 介 護 納 付 金 分	855,349
	4 子 ども ・ 子 育 て 支 援 納 付 金 分	212,370
4 保 健 事 業 費		335,756
	1 保 健 事 業 費	123,810
	2 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	211,946
5 公 債 費		1
	1 公 債 費	1
6 諸 支 出 金		66,160
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	66,160
歳 出	合 計	36,980,686

令和 8 年度
(2026 年度)

豊中市後期高齢者医療事業特別会計予算書

市議案第10号

令和8年度豊中市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和8年度豊中市後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,871,658千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年(2026年)2月24日提出

豊中市長 長内繁樹

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		7,823,461
	1 後期高齢者医療保険料	7,823,461
2 使用料及び手数料		6
	1 手数料	6
3 繰入金		1,704,647
	1 繰入金	1,704,647
4 繰越金		336,070
	1 繰越金	336,070
5 諸収入		7,474
	1 延滞金、加算金及び過料	450
	2 預金利子	1
	3 雑収入	7,023
歳入合計		9,871,658

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		171,720
	1 総務管理費	170,629
	2 徴収費	1,091
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		9,684,239
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	9,684,239
3 諸支出金		15,699
	1 償還金及び還付加算金	15,699
歳出合計		9,871,658

令和 8 年度
(2026 年度)

豊中市介護保険事業特別会計予算書

市議案第 1 1 号

令和 8 年度豊中市介護保険事業特別会計予算

令和 8 年度豊中市介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 46,616,161 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した報酬（会計年度任用職員に係る報酬に限る。）、給料、職員手当等、共済費及び旅費（会計年度任用職員の通勤に係る旅費に限る。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 8 年（2 0 2 6 年）2 月 2 4 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 保 險 料		9,053,597
	1 介 護 保 險 料	9,053,597
2 使 用 料 及 び 手 数 料		2,828
	1 手 数 料	2,828
3 国 庫 支 出 金		11,440,126
	1 国 庫 負 担 金	8,317,179
	2 国 庫 補 助 金	3,122,947
4 支 払 基 金 交 付 金		12,229,757
	1 支 払 基 金 交 付 金	12,229,757
5 府 支 出 金		6,096,623
	1 府 負 担 金	5,877,109
	2 府 補 助 金	219,514
6 財 産 収 入		13,342
	1 財 産 運 用 収 入	13,342
7 繰 入 金		7,777,013
	1 一 般 会 計 繰 入 金	7,202,533
	2 基 金 繰 入 金	574,480
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入		2,874
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	501
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 入	2,372
歳 入	合 計	46,616,161

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		1,052,105
	1 総 務 管 理 費	612,703
	2 徴 収 費	54,457
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	384,137
	4 趣 旨 普 及 費	808
2 保 険 給 付 費		43,674,752
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	40,297,549
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	1,300,751
	3 そ の 他 諸 費	39,285
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	1,343,354
	5 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	529,546
	6 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	164,267
3 地 域 支 援 事 業 費		1,646,743
	1 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	203,248
	2 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	1,418,533
	3 一 般 介 護 予 防 事 業 費	24,962
4 基 金 積 立 金		13,342
	1 基 金 積 立 金	13,342
5 諸 支 出 金		229,219
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	17,863
	2 繰 出 金	211,356
歳 出	合 計	46,616,161

令和 8 年度
(2026 年度)

豊中市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算書

市議案第12号

令和8年度豊中市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

令和8年度豊中市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ50,583千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年(2026年)2月24日提出

豊中市長 長内繁樹

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		668
	1 繰 入 金	668
2 繰 越 金		18,493
	1 繰 越 金	18,493
3 諸 収 入		31,422
	1 貸 付 金 元 利 収 入	31,418
	2 雑 入	4
歳 入 合 計		50,583

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金 貸付事業費		24,929
	1 母子父子寡婦福祉資金 貸付事業費	24,929
2 公 債 費		17,604
	1 公 債 費	17,604
3 諸 支 出 金		8,050
	1 繰 出 金	8,050
歳 出 合 計		50,583

令和 8 年度
(2026 年度)

豊中市公共用地先行取得事業特別会計予算書

市議案第13号

令和8年度豊中市公共用地先行取得事業特別会計予算

令和8年度豊中市公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ378,647千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和8年(2026年)2月24日提出

豊中市長 長内繁樹

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		40,101
	1 財 産 売 払 収 入	40,101
2 繰 入 金		250,646
	1 繰 入 金	55,223
	2 基 金 繰 入 金	195,423
3 市 債		87,900
	1 市 債	87,900
歳 入 合 計		378,647

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公 共 用 地 先 行 取 得 費		90,100
	1 公 共 用 地 先 行 取 得 費	90,100
2 公 債 費		223,762
	1 公 債 費	223,762
3 諸 支 出 金		64,785
	1 繰 出 金	40,101
	2 減 債 基 金 積 立 金	24,684
歳 出 合 計		378,647

第 2 表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法			
				償還期限	据置期間	償還方法	その他
公共用地 先行取得事業	千円 87,900	証書借入 又は 証券発行	%以内 5.0	年以内 10	年以内 10	年賦又は 半年賦、 元金均等 又は元利 均等、そ の他	市財政の都合により据置期間および償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができるものとし、借入先の融通条件があるときはこれに従うことができる。

令和 8 年度
(2026 年度)

豊中市財産区特別会計予算書

市議案第14号

令和8年度豊中市財産区特別会計予算

令和8年度豊中市財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ287,691千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年(2026年)2月24日提出

豊中市長 長内繁樹

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		7,500
	1 使用料	7,500
2 財産収入		47,246
	1 財産運用収入	36,922
	2 財産売却収入	10,324
3 繰入金		232,554
	1 繰入金	232,554
4 諸収入		391
	1 雑収入	391
歳入合計		287,691

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 財産費		287,691
	1 財産費	287,691
歳出合計		287,691

令和 8 年度
(2026 年度)

豊中市病院事業会計予算書

市議案第15号

令和8年度豊中市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度豊中市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	563床
イ、一般病床	549床
ロ、感染症病床	14床
(2) 患 者 数	473,643人
イ、入院患者	190,030人(1日平均 520人)
ロ、外来患者	283,613人(1日平均 1,162人)

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益	25,906,573	千円
第1項 医業収益	23,137,556	千円
第2項 医業外収益	2,769,017	千円
	支	出
第1款 病院事業費用	25,903,810	千円
第1項 医業費用	25,583,675	千円
第2項 医業外費用	319,135	千円
第3項 予備費	1,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額308,046千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額79,958千円及び過年度分損益勘定留保資金228,088千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	2, 867, 630千円
第1項 企業債	737, 000千円
第2項 他会計負担金	1, 112, 510千円
第3項 寄附金	3, 000千円
第4項 基金取崩金	15, 000千円
第5項 基金収入	120千円
第6項 有価証券償還金	1, 000, 000千円

支 出

第1款 資本的支出	3, 175, 676千円
第1項 建設改良費	879, 536千円
第2項 投資	303, 120千円
第3項 企業債償還金	1, 993, 020千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法			
				償還期限	据置期間	償還方法	その他
施設改良事業	千円 67,000	普通貸借 又は 証券発行	%以内 5.0	年以内 15	年以内 3	年賦又は半年賦、元金均等又は元利均等、その他	財政の都合により据置期間および償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができるとし、借入先の融通条件があるときはこれに従うことができる。
院用備品購入 (医療機器等)	670,000	同上	5.0	5	なし	同上	同上

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 12,013,311千円

(2) 交際費 100千円

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業健全財政運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、624,727千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は4,943,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
医療機器	手術ナビゲーションシステム	1
医療機器	フライトタイプコンベア食器洗浄機	1
医療機器	内視鏡カメラ光源システム	1

令和8年(2026年)2月24日提出

豊中市長 長内繁樹

令和 8 年度
(2026 年度)

豊中市水道事業会計予算書

市議案第16号

令和8年度豊中市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度豊中市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	182,768 戸
(2) 年間総給水量	41,905,746 m ³
(3) 一日平均給水量	114,810 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
配水管増補改良事業	2,574,962 千円
施設整備事業	711,248 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		9,023,978 千円
第1項 営業収益		8,705,822 千円
第2項 営業外収益		318,156 千円
	支	出
第1款 水道事業費用		8,474,072 千円
第1項 営業費用		8,068,361 千円
第2項 営業外費用		404,711 千円
第3項 予備費		1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,020,350千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額289,234千円、当年度分損益勘定留保資金1,657,320千円、減債積立金73,796千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		2,950,596千円
第1項 企業債		2,667,880千円
第2項 他会計負担金		188,555千円
第3項 国庫補助金		83,930千円
第4項 固定資産売却代金		10,231千円

	支	出
第1款 資本的支出		4,970,946千円
第1項 建設改良費		3,362,152千円
第2項 企業債償還金		1,608,794千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
配水管増補改良事業 (境界標復元測量委託)	令和9年度	8,400千円
水道施設整備計画策定業務	令和8年度～令和9年度	28,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次の

とおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法			
				償還期限	据置期間	償還方法	その他
配水管増補改良事業	千円 2,023,000	普通貸借 又は 証券発行	%以内 5.0	年以内 40	年以内 5	年賦又は半年賦、元金均等又は元利均等、その他	財政の都合により据置期間をおよび償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができることとし、借入先のある通条はこれに従うことができる。
施設整備事業	636,680	同上	5.0	40	5	同上	同上
庁舎改良事業	8,200	同上	5.0	40	5	同上	同上

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,533,155千円

(2) 交際費 50千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業健全財政運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、224,722千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、95,000千円と定める。

令和8年(2026年)2月24日提出

豊中市長 長内繁樹

令和 8 年度
(2026 年度)

豊中市公共下水道事業会計予算書

市議案第17号

令和8年度豊中市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度豊中市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理可能区域戸数	182,762戸
(2) 年間総処理水量	67,174,656 m ³
(3) 一日平均処理水量	184,040 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
管渠築造事業	4,646,821千円
庄内終末処理場建設事業	983,116千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		17,144,657千円
第1項 営業収益		14,586,671千円
第2項 営業外収益		2,557,986千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		16,611,656千円
第1項 営業費用		16,250,098千円
第2項 営業外費用		360,558千円
第3項 予備費		1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,196,769千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額516,677千円、当年度分損益勘定留保資金2,325,994千円、繰越利益剰余金処分額354,098千円で補てんするものとする。)

収	入
第1款 資本的収入	4,572,878千円
第1項 企業債	2,726,200千円
第2項 国庫補助金	1,747,215千円
第3項 他会計負担金	77,622千円
第4項 工事負担金	21,601千円
第5項 受益者負担金	180千円
第6項 返還金	60千円
支	出
第1款 資本的支出	7,769,647千円
第1項 建設改良費	5,912,674千円
第2項 貸付金	195千円
第3項 企業債償還金	1,856,778千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
管渠築造事業 (境界標復元測量委託)	令和8年度～令和9年度	11,300千円

管渠築造事業 (桜井谷ポンプ場監視制御設備更新工事等)	令和9年度	679,000千円
庄内終末処理場建設事業 (2系雨水ポンプ電気設備工事)	令和8年度～令和9年度	79,000千円
庄内終末処理場建設事業 (水処理施設表面保護工事等)	令和9年度	927,000千円
庄内終末処理場建設事業 (自家発電設備更新工事)	令和9年度～令和10年度	1,670,000千円
流域下水道終末処理場 建設受託事業 (3系送風機棟外耐震補強工事等)	令和9年度	1,520,000千円
流域下水道終末処理場 建設受託事業 (1・2系自家発電設備更新工事等)	令和9年度～令和10年度	2,150,000千円
流域下水道終末処理場 受託管理業務 (3系B-焼却設備点検整備業務等)	令和8年度～令和9年度	243,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法			
				償還期限	据置期間	償還方法	その他
管渠築造事業及び庄内終末処理場建設事業	千円 2,541,500	普通貸借又は証券発行	%以内 5.0	年以内 40	年以内 5	年賦又は半年賦、元金均等又は元利均等、その他	財政の都合により据置期間および償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができるものとし、借入先の融通条件があるときはこれに従うことができる。
流域下水道建設負担金	176,500	同上	5.0	40	5	同上	同上

庁舎改良 事業	8,200	同上	5.0	40	5	同上	同上
------------	-------	----	-----	----	---	----	----

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,415,616千円

(他会計からの補助金)

第10条 公共下水道事業健全財政運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,325,045千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 繰越利益剰余金のうち354,098千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 354,098千円

令和8年(2026年)2月24日提出

豊中市長 長内繁樹